

3. 利益相反マネジメントの実施方針

1) 学術大会における研究発表、講演

発表時点の所属を明らかにするとともに、研究資金源など必要な事項を開示する。なお、具体的な開示方針については、各大会実行委員会が扱うこととし、また会員以外の発表者についても原則として同様の対応を求めることとする。

2) 学会機関誌における研究発表

発表時点の所属を明らかにするとともに、研究資金源など必要な事項を開示する。なお、具体的な開示方針については、編集委員会が扱うこととする。

3) 公的研究費に基づく研究活動（学会を所属機関として交付を受けるものに限る）。

①利益相反マネジメント委員会の設置

学会内に、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本学会を所属機関として公的研究費に基づく研究を行う研究者について、審査、検討を行う。委員会は学会会員以外の者を含めた者で構成し、理事のうち一名が委員長を務める。

②報告基準

委員会は、報告基準に該当しない者も含め、学会を所属機関として公的研究費に基づく研究を行う研究者全員から自己申告書の提出を求める。具体的に報告すべき経済的利益関係の基準は、委員会において定める。

③委員会の審査

委員会は、自己申告書を審査し、承認または利益相反回避の要請を決定し、当該研究者に通知する。結果については代表理事に遅滞なく報告し、審査結果の記録を5年間保管する。委員会の委員等は、正当な理由なく、委員会において知りえた情報を漏らしてはならない。